

内閣府子ども・子育て担当大臣 殿
厚生労働大臣 殿

全日本民医連保育世話人会
世話人代表 長谷川清美

院内保育所充実に向けた要請書



貴職におかれましては国民の暮らしや福祉・医療のためにご尽力頂いていることに心より敬意を表します。

3年に及ぶコロナ感染拡大との闘いのなか、国民の命のために働き続けている医療従事者の就労を支えるためともに役割を果たすべく奮闘している院内保育所です。入所している園児に加えて地域の保育所が休園した際や、医療従事者の子であることを理由に登園自粛を言い渡された園児や学童等の保育実践についての多数報告を受けています。度重なるコロナ感染拡大の波に伴もない院内感染も想定されますが、園児や自身の感染に不安を抱きながらも日々保育実践を行っているところです。こうした中、令和4年4月15日に厚労省医政局をはじめとする院内保育所の子どもに関係する4課から自治体に向けた「院内保育所職員の処遇改善に向けた支援について」の連絡が通知されたことは院内保育所の職員一同何よりの励ましとなりました。しかしながら、連絡から半年以上経過した現在も各地から改善予定の報告が聞かれていないのが残念でなりません。院内保育所に対する運営補助も自治体に裁量を任せられた2016年以降全くと断言してよいほど見直しが行われていないこともあります。福祉事業の処遇改善等の社会情勢に沿って、ぜひもう一步踏み込んだ改善計画を自治体に後押しして頂きたいと思います。

近年、院内保育所を含む事業所内保育所にも認可の道が開かれたことで認可保育所の子どもたちは自治体から一人の園児として認められるようになりました。しかしながら自治体によっては待機児童が少ないことや病院の立地状況等で認可保育所への道が閉ざされることが少なくないようです。また院内保育所を利用している多くの園児が待機児童としてカウントされていないことも大きな問題であると思われます。内閣府が進めてきた企業主導型保育事業も然り、以前からの事業所の定員内とされている園児数については、責任持たずとしていること、保育士の配置基準の緩和など、同じ保育を必要としている子どもたちに対して不平等となっていることが明らかです。このままでは医療従事者の子どもであるが故の保育格差は開くばかりです。国として早急な対策を講じて頂きたいと願います。

つきましては下記の要請事項に具体的で誠意ある回答をお願いします。

記

1. 認可基準を満たしている院内保育所に対して、国がすすめている認可化移行事業を子どもに携わる各省庁と連携し積極的に進められるよう各自治体を指導監督してください。
2. 国として院内保育所を推奨していることから、院内保育所の子どもの命、育ちを守る為、運営費に対する補助金について都道府県に対し、指針を示し抜本的に増額してください。
 - ①安全に院内保育所運営が出来るよう、運営費補助金を抜本的に増額してください。
 - ②医療を支える院内保育所の保育士の処遇改善のために保育士単価の増額を都道府県に示してください。
 - ③看護体制維持のための24時間保育、休日保育、病児保育等の保育に対する補助を基本的な日中保育がなくても申請できるようにしてください。
 - ④24時間に満たない夜間保育に対する補助を新設してください。
3. 企業主導型保育事業について
 - ①待機児童の受け皿としての事業とされていますが、今後、待機児童は減ることが予想されています。この制度を見直ししてください。今後どのように継続していくのか考え方について示してください。
 - ②創設される前に、各企業が持ち出しで保育を行ってきた部分については助成の対象外となっています。企業側の努力で行ってきた部分も助成の対象としてください。
 - ③自治体の認可園では対応していない多様な就労形態に対応した保育（日曜、夜間、泊り、就労日数の少ない保護者、曜日パートの利用など）を受けもっている現状です。多様な保育ニーズに対応している部分に重点的に助成金額を増額してください。
 - ④新設された障害児加算について配置基準は障害児2名につき保育従事者1名となっていますが、障害児1名から加算してください。すべての障害児の人数を加算対象としてください。
4. 認可基準を満たしている院内保育所の保育士には、認可保育所と同等の経験年数にあわせ処遇改善してください。
5. 認可基準を満たしていない院内保育所に対して、認可基準を満たすことができるよう指導監督してください。地域型、企業主導型、認可外等多岐にわたる保育事業を一本化し、国としてすべての子どもたちに良質な保育を保障してください。

以上